

小規模多機能の家水車料利用料金 (1月当たり 単位：円)

項目	介護度	要支援1	要支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
基本介護費		3,438	6,948	10,423	15,318	22,283	24,593	27,117
看護職員配置加算Ⅱ				700	700	700	700	700
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		640	640	640	640	640	640	640
ベースアップ等支援加算	介護費総合計に1.7%を乗じた数の1割が自己負担になります。							
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護費総合計に10.2%を乗じた数の1割が自己負担になります。							
総合マネジメント体制強化加算		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
食事代	朝食(1食)	300	300	300	300	300	300	300
	昼食(1食)	600	600	600	600	600	600	600
	夕食(1食)	600	600	600	600	600	600	600

その他の加算料金

加算名	金額	算定要件等
初期加算	30/1日	利用開始より30日間
認知症加算1(対象者のみ)	800	認知症日常生活自立度が3以上の方
認知症加算2(対象者のみ)	500	要介2であって認知症自立度2の方
若年性認知症利用者受け入れ加算(対象者のみ)	800単位/月(介護1~5) 450単位/月(支援1・2)	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている場合。
口腔栄養スクリーニング加算(対象者のみ)	20単位/回	サービス利用者に対し、利用開始及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、栄養状態に係る情報(医師・歯科医師・管理栄養士への相談提言を含む。)を介護支援専門員に文書で共有した場合。

利 用 料 金

生活機能向上連携加算(Ⅰ) (対象者のみ)	100/月	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のものに限る)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、介護支援専門員が生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成した場合。 ・サービス提供の場において、またはICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で定期的に助言を行った場合。
生活向上機能連携加算(Ⅱ) (対象者のみ)	200/月	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のものに限る)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が利用者宅を訪問し身体状況等の評価を共同して行った場合。

そ の 他 の 費 用

項 目	金 額	備 考
宿 泊 費	2, 1 0 0 / 1 泊	宿泊を希望された方のみ (食事代は別途)
オムツ代購入費実費、レクレーション・クラブ活動及び各種教室 (陶芸・さげもん・大正琴など) 等に参加される方は材料代は実費		

令和3年4月改定

小規模多機能の家 水車